

## 第2号様式

知能犯罪に関する告訴・告発の適正かつ合理的な取扱いの推進について（概要）

（令和6年6月7日 鹿捜二第54号ほか）

本通達は、知能犯罪に関する告訴・告発の適正かつ合理的な取扱いを推進するために必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は

- 基本的な考え方
- 迅速かつ適正な取扱いの推進
- 警察署における対応
- 捜査第二課との緊密な連携
- 検察官との連携
- 事件処理要領

等である。